

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（函館港ミニローリー） 4～6月分 予定数量 35KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 35 KL
- 6 納入場所 函館港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年4月1日 から 令和8年6月30日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 1KLを超えて搭載する場合、消防から船舶給油用に許可を得たタンクローリー車両によること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、函館海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（室蘭港ミニローリー） 4～6 月分 予定数量 10KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 10 KL
- 6 納入場所 室蘭港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年4月1日 から 令和8年6月30日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（苫小牧港ミニローリー）４～６月分 予定数量 １７ＫＬ
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（ＪＩＳ規格）Ｋ２２０４（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 １７ ＫＬ
- 6 納入場所 苫小牧港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和８年４月１日 から 令和８年６月３０日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記５の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、１リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（８：３０～１７：００）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（ＰＳ型を除く）については夜間（１７：００～８：３０の間）、巡視艇及びＰＳ型巡視船については深夜（２２：００～５：００の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 一般取扱所において給油可能なローリーであり次の条件を満たすこと。
 - ・給油設備の給油ホース口金の径はＭ６４であるため、口金に合う吐出口がローリーに整備されているまたは、ジョイントを用意すること。
 - ・ローリーはエンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けているまたは、平成１７年排出ガス規制に適合した車両であること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（浦河港ミニローリー） 4～6月分 予定数量 18KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 18 KL
- 6 納入場所 浦河港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年4月1日 から 令和8年6月30日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 1KLを超えて搭載する場合、消防から船舶給油用に許可を得たタンクローリー車両によること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（羅臼港ミニローリー）４～６月分 予定数量 ４８ＫＬ
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（ＪＩＳ規格）Ｋ２２０４（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 ４８ ＫＬ
- 6 納入場所 羅臼港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和８年４月１日 から 令和８年６月３０日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記５の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、１リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（８：３０～１７：００）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（ＰＳ型を除く）については夜間（１７：００～８：３０の間）、巡視艇及びＰＳ型巡視船については深夜（２２：００～５：００の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、根室海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（函館港バージ） 予定数量 45KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 45 KL
- 6 納入場所 函館港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 バージ船からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、函館海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（釧路港バージ） 予定数量 50KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 50 KL
- 6 納入場所 釧路港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 バージ船からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、釧路海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（函館港ミニローリー） 7～9月分 予定数量 44KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 44 KL
- 6 納入場所 函館港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年7月1日 から 令和8年9月30日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 1KLを超えて搭載する場合、消防から船舶給油用に許可を得たタンクローリー車両によること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、函館海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（室蘭港ミニローリー） 7～9月分 予定数量 10KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 10 KL
- 6 納入場所 室蘭港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年7月1日 から 令和8年9月30日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じた燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（苫小牧港ミニローリー） 7～9月分 予定数量 12KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 12 KL
- 6 納入場所 苫小牧港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年7月1日 から 令和8年9月30日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 一般取扱所において給油可能なローリーであり次の条件を満たすこと。
 - ・給油設備の給油ホース口金の径はM6.4であるため、口金に合う吐出口がローリーに整備されているまたは、ジョイントを用意すること。
 - ・ローリーはエンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けているまたは、平成17年排出ガス規制に適合した車両であること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（浦河港ミニローリー） 7～9月分 予定数量 16KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 16 KL
- 6 納入場所 浦河港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年7月1日 から 令和8年9月30日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 その他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 1KLを超えて搭載する場合、消防から船舶給油用に許可を得たタンクローリー車両によること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（羅臼港ミニローリー） 7～9月分 予定数量 40KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 40 KL
- 6 納入場所 羅臼港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年7月1日 から 令和8年9月30日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、根室海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（函館港ミニローリー） 10～12月分 予定数量 30KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 30 KL
- 6 納入場所 函館港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年10月1日 から 令和8年12月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 1KLを超えて搭載する場合、消防から船舶給油用に許可を得たタンクローリー車両によること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、函館海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（室蘭港ミニローリー） 10～12月分 予定数量 10KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 10 KL
- 6 納入場所 室蘭港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年10月1日 から 令和8年12月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（苫小牧港ミニローリー） 10～12月分 予定数量 18KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 18 KL
- 6 納入場所 苫小牧港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年10月1日 から 令和8年12月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 一般取扱所において給油可能なローリーであり次の条件を満たすこと。
 - ・給油設備の給油ホース口金の径はM6.4であるため、口金に合う吐出口がローリーに整備されているまたは、ジョイントを用意すること。
 - ・ローリーはエンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けているまたは、平成17年排出ガス規制に適合した車両であること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（浦河港ミニローリー） 10～12月分 予定数量 15KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 15 KL
- 6 納入場所 浦河港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年10月1日 から 令和8年12月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 1KLを超えて搭載する場合、消防から船舶給油用に許可を得たタンクローリー車両によること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（羅臼港ミニローリー） 10～12月分 予定数量 40KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 40 KL
- 6 納入場所 羅臼港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和8年10月1日 から 令和8年12月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じた燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、根室海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（函館港ミニローリー） 1～3月分 予定数量 15KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 15 KL
- 6 納入場所 函館港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和9年1月1日 から 令和9年3月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 1KLを超えて搭載する場合、消防から船舶給油用に許可を得たタンクローリー車両によること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、函館海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（室蘭港ミニローリー） 1～3月分 予定数量 7KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 7 KL
- 6 納入場所 室蘭港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和9年1月1日 から 令和9年3月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じた燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（苫小牧港ミニローリー）１～３月分 予定数量 １０ＫＬ
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（ＪＩＳ規格）Ｋ２２０４（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 １０ ＫＬ
- 6 納入場所 苫小牧港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和９年１月１日 から 令和９年３月３１日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記５の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、１リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（８：３０～１７：００）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（ＰＳ型を除く）については夜間（１７：００～８：３０の間）、巡視艇及びＰＳ型巡視船については深夜（２２：００～５：００の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 一般取扱所において給油可能なローリーであり次の条件を満たすこと。
 - ・給油設備の給油ホース口金の径はＭ６４であるため、口金に合う吐出口がローリーに整備されているまたは、ジョイントを用意すること。
 - ・ローリーはエンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けているまたは、平成１７年排出ガス規制に適合した車両であること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（浦河港ミニローリー） 1～3月分 予定数量 12KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 12 KL
- 6 納入場所 浦河港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和9年1月1日 から 令和9年3月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 その他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 1KLを超えて搭載する場合、消防から船舶給油用に許可を得たタンクローリー車両によること。
 - (8) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (9) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (10) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (11) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、室蘭海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (12) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (13) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

船舶燃料買入仕様書

- 1 件 名 軽油（免税）買入（羅臼港ミニローリー） 1～3月分 予定数量 15KL
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する船舶に供給する船舶燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の船舶に供給する船舶燃料について規定する。
- 4 品 目 日本産業規格（JIS規格）K2204（軽油）の規定を満たすもの。
- 5 予定数量 予定数量 15 KL
- 6 納入場所 羅臼港に停泊中の指定船舶
- 7 契約期間 令和9年1月1日 から 令和9年3月31日 まで
- 8 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載方法 ミニローリー車からの給油とし、指定する船舶の船内タンクに直接納入する。
- 10 そ の 他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
 - (4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り「直前の平日正午」までに発注を行うものとする。
 - (5) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（PS型を除く）については夜間（17：00～8：30の間）、巡視艇及びPS型巡視船については深夜（22：00～5：00の間）の納入は指定しない。
 - (6) 時間外積み込み料が発生した場合については、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求することができるものとする。
 - (7) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (8) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (9) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (10) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する船舶から要求を受けた場合には、根室海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (11) 支払いについては、履行完了後、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (12) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。